

独立行政法人国民生活センター中期計画の新旧対照表（案）

変 更（案）	現 行
<p>独立行政法人国民生活センター中期計画 平成20年 3月28日 (変更) 平成20年11月17日 (変更) 平成21年 3月12日 <u>(変更) 平成21年 9月 1日</u> 独立行政法人国民生活センター</p> <p>(序文) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、<u>平成21年9月1日</u>付けをもって内閣総理大臣から指示のあった独立行政法人国民生活センター中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人国民生活センター中期計画を定める。</p> <p>(基本方針) 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、消費生活情報の収集・提供等における中核的な機関として積極的な役割を果たす。</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 一般管理費及び業務経費 ・一般管理費（人件費を除く）については、毎年度、前年度比3%以上を削減、業務経費については、毎年度、前年度比1%以上の削減を行う。</p> <p>(2) 人件費 ・総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度の役職員に係る人件費の総額を平成17年度に比べて5%以上削減する。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに平成18年度以降の人事院勧告を</p>	<p>独立行政法人国民生活センター中期計画 平成20年 3月28日 (変更) 平成20年11月17日 (変更) 平成21年 3月12日 独立行政法人国民生活センター</p> <p>(序文) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、<u>平成20年2月29日</u>付けをもって内閣総理大臣から指示のあった独立行政法人国民生活センター中期目標を達成するため、同法第30条の規定に基づき、次のとおり、独立行政法人国民生活センター中期計画を定める。</p> <p>(基本方針) 独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）は、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国及び地方公共団体の関係機関、消費者団体等と連携し、消費生活情報の収集・提供等における中核的な機関として積極的な役割を果たす。</p> <p>1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 (1) 一般管理費及び業務経費 ・一般管理費（人件費を除く）については、毎年度、前年度比3%以上を削減、業務経費については、毎年度、前年度比1%以上の削減を行う。</p> <p>(2) 人件費 ・総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づき、平成22年度の役職員に係る人件費の総額を平成17年度に比べて5%以上削減する。ただし、退職手当及び福利厚生費並びに平成18年度以降の人事院勧告を</p>

変 更 (案)	現 行
<p>踏まえた給与改定分については、削減対象額から除く。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(3) 給与水準については、職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮した国家公務員との給与水準差及び事務所の所在地における地域手当並びに国からの財政支出の大きさ等の観点から現状の給与水準が適切かどうか検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>(4) 随意契約の見直し ・随意契約の適正化を推進するため、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、監事による契約内容のチェックにより、入札・契約の適正な実施を図る。</p> <p>(5) 保有資産の有効活用 ① 相模原事務所について、行政機関、大学、消費者団体等による積極的な利用促進を図るとともに、施設の企画・管理・運営業務について平成21年度より民間競争入札の対象とし、有効活用を図る。 ② 東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方を検討する。</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 消費生活情報の収集・分析・提供 ① P I O - N E T の刷新等</p>	<p>踏まえた給与改定分については、削減対象額から除く。また、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しを実施する。さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(平成18年7月7日閣議決定)に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。</p> <p>(3) 給与水準については、職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮した国家公務員との給与水準差及び事務所の所在地における地域手当並びに国からの財政支出の大きさ等の観点から現状の給与水準が適切かどうか検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況については公表する。</p> <p>(4) 随意契約の見直し ・随意契約の適正化を推進するため、「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施する。また、監事による契約内容のチェックにより、入札・契約の適正な実施を図る。</p> <p>(5) 保有資産の有効活用 ① 相模原事務所について、行政機関、大学、消費者団体等による積極的な利用促進を図るとともに、施設の企画・管理・運営業務について平成21年度より民間競争入札の対象とし、有効活用を図る。 ② 東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、その在り方を検討する。</p> <p>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>(1) 消費生活情報の収集・分析・提供 ① P I O - N E T の刷新等</p>

変 更 (案)	現 行
<p>・苦情相談の受付からP I O－N E T登録までの期間を抜本的に短縮するために、苦情相談情報の収集に関する業務体系を再検討し、消費生活センターの協力を得て、苦情相談の受付情報が作成され次第、即時にP I O－N E Tへ登録する業務体系への転換を図る。</p> <p>・上記業務体系の転換を図りつつ、平成19年度策定のP I O－N E T最適化計画を基にP I O－N E Tシステムを刷新し、消費生活センターの協力を得て、平成22年度から運用を開始する。</p> <p>・P I O－N E Tの「分類・キーワード」を平成20年度中に改定し、平成21年度からの運用に供するとともに、今後、キーワードに依存しない検索手法の採用も含めて検討する。</p> <p>②「早期警戒指標」の整備</p> <p>・消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」を平成20年度に開発し、<u>指標に基づく情報を消費者庁、関係省庁、関係独立行政法人、地方消費生活センター等へ定期的に提供する。</u></p> <p>③「事故情報データベース」の整備</p> <p>・「事故情報データベース」を平成21年度までに構築し、<u>関係機関等とのネットワークを通じて、当該機関の保有する重大事故情報等の速やかな共有化を図るとともに、インターネットを活用して、事故情報をヒヤリ・ハット情報も含めて幅広く収集する。</u></p> <p>・「事故情報データベース」に入力された情報は、<u>事故の未然防止・拡大防止を図るため、消費者への情報提供に活用する。</u></p> <p>④「消費者トラブルメール箱」の運用</p> <p>・インターネットを活用して、広く消費者からトラブル情報を収集するとともに、寄せられる情報のうち、多数案件や新規手口の案件など重要性の高いものについて、解決策や消費者へのアドバイスを年間50件以上ホー</p>	<p>・苦情相談の受付からP I O－N E T登録までの期間を抜本的に短縮するために、苦情相談情報の収集に関する業務体系を再検討し、消費生活センターの協力を得て、苦情相談の受付情報が作成され次第、即時にP I O－N E Tへ登録する業務体系への転換を図る。</p> <p>・上記業務体系の転換を図りつつ、平成19年度策定のP I O－N E T最適化計画を基にP I O－N E Tシステムを刷新し、消費生活センターの協力を得て、平成22年度から運用を開始する。</p> <p>・P I O－N E Tの「分類・キーワード」を平成20年度中に改定し、平成21年度からの運用に供するとともに、今後、キーワードに依存しない検索手法の採用も含めて検討する。</p> <p>②「早期警戒指標」の整備</p> <p>・消費者被害の未然防止・拡大防止を図るため、新たな手口や悪質な手口、苦情相談が急増している事案などを抽出する業務の体制を見直し、これを早期かつ迅速に抽出するための「早期警戒指標」を平成20年度に開発し、<u>これに基づく業務体制（監視・分析・情報提供等）を整備する。</u></p> <p>③「事故情報データベース」の整備</p> <p>・<u>インターネットを活用して、商品やサービスに関連する事故情報をヒヤリ・ハット情報も含めて幅広く収集する</u>「事故情報データベース」を平成21年度までに構築する。</p> <p>・「事故情報データベース」に入力された情報は、<u>関係機関等とのネットワークを通じて速やかに共有する。</u></p> <p>④「消費者トラブルメール箱」の運用</p> <p>・インターネットを活用して、広く消費者からトラブル情報を収集するとともに、寄せられる情報のうち、多数案件や新規手口の案件など重要性の高いものについて、解決策や消費者へのアドバイスを年間50件以上ホー</p>

変 更 (案)	現 行
<p>ムページ上で提供する。</p> <p>⑤調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、P I O - N E T情報等を活用しつつ調査研究を行い、国・地方の消費者政策の企画立案に資するとともに、広く国民に情報提供する。 <p>(2) 国民への情報提供の強化</p> <p>①報道機関等を通じた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> P I O - N E T等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う。 国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む。 <p>②ホームページ、出版物等による情報提供</p> <p>ア. ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット技術の動向、情報環境の融合の度合い等を踏まえつつ、ホームページ利用者の利便性の向上を図る。 緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。 <p>イ. 出版物</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者問題の専門誌として「月刊国民生活」を創刊し、定期発行する。 「月刊国民生活」について、内容の充実と満足度の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。 	<p>ムページ上で提供する。</p> <p>⑤調査研究</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費生活に重大な影響を及ぼす問題について、<u>P I O - N E T情報</u>を活用しつつ調査研究を行い、国・地方の消費者政策の企画立案に資するとともに、広く国民に情報提供する。 <p>(2) 国民への情報提供の強化</p> <p>①報道機関等を通じた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> P I O - N E T等で収集される情報を迅速に分析してとりまとめ、記者説明会を機動的に開催することにより、年間50件以上の情報提供を行う。 国民への情報提供に当たっては、悪質商法や製品事故などによる消費者被害の発生や拡大を防ぐ観点から、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む。 <p>②ホームページ、出版物、<u>テレビ番組</u>等による情報提供</p> <p>ア. ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> インターネット技術の動向、情報環境の融合の度合い等を踏まえつつ、ホームページ利用者の利便性の向上を図る。 緊急性が高い問題については、必要とされる情報を迅速かつ的確に提供する。 <p>イ. 出版物</p> <ul style="list-style-type: none"> 消費者問題の専門誌として「月刊国民生活」を創刊し、定期発行する。 「月刊国民生活」について、内容の充実と満足度の向上を図るため、読者等へのアンケート調査を実施し、5段階評価で4以上の満足度の評価を得る。

変 更 (案)	現 行
<p>・国民の日常生活の情報源として「くらしの豆知識」を年1回発行し、消費者情報の普及を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>ウ. 高齢者や障害者等への情報提供</p> <p>・高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン(高齢者版、子ども版)を発行する。</p> <p>・メールマガジン等の情報を活用した印刷物を作成し、民生委員や介護関係者、学校等に対して配布し、情報提供する。</p> <p>③消費者庁の行う注意喚起への協力</p> <p><u>・消費者庁が行う注意喚起について、これまでの情報提供の方法などを含めて可能な限りの媒体を利用して消費者に情報を提供する。</u></p> <p>(3) 苦情相談の充実・強化</p> <p>①苦情相談</p> <p>ア. 経由相談</p> <p>・専門的な相談の充実・強化を図るため、金融・保険、情報通信、特商法等の分野については、外部専門家、職員、相談員で構成するチーム制を敷く。</p> <p>・全国的に共通性のある苦情相談については、消費生活センターと共同し</p>	<p>・国民の日常生活の情報源として「くらしの豆知識」を年1回発行し、消費者情報の普及を図る。</p> <p><u>ウ. テレビ番組</u></p> <p><u>・センターの情報を活用して、悪質な販売手口や製品事故等に関する情報を毎月2回以上定期的に放映する。</u></p> <p><u>・放映された番組内容をホームページを通じて動画配信する。</u></p> <p><u>・視聴者モニターに対するアンケート調査を実施し、5段階評価で平均4以上の満足度の評価を得る。</u></p> <p>エ. 高齢者や障害者等への情報提供</p> <p>・高齢者や障害者に加えて、それらの方々を支援する民生委員や介護関係者等を対象に、悪質商法や製品事故等に関するメールマガジン(高齢者版、子ども版)を発行する。</p> <p>・メールマガジン等の情報を活用した印刷物を作成し、民生委員や介護関係者、学校等に対して配布し、情報提供する。</p> <p>(3) 苦情相談の充実・強化</p> <p>①苦情相談</p> <p>ア. 経由相談</p> <p>・専門的な相談の充実・強化を図るため、金融・保険、情報通信、特商法等の分野については、外部専門家、職員、相談員で構成するチーム制を敷く。</p> <p>・全国的に共通性のある苦情相談については、消費生活センターと共同し</p>

変 更 (案)	現 行
<p>て、または移送を受けて、事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理に取り組む。</p> <p>イ. 直接相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の実態を迅速に把握するセンサー機能を維持する観点から、消費生活相談員の高い資質の維持に努めつつ、引き続き直接相談を実施する。 <p>②個人情報の取扱いに関する苦情相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いについて、引き続き消費者から相談を受けるとともに、消費生活センターからの経由相談にも積極的に対応する。 <p>(4) 裁判外紛争解決手続の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、国民生活センター法の改正を踏まえ、紛争解決委員会において、重要消費者紛争に関し和解の仲介等の手続を実施する。 <p>(5) 関係機関との連携</p> <p>①消費者庁</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者事故等の発生に関して、必要な事項を適切な方法で消費者庁へ通知するとともに、P I O - N E T等に蓄積されている情報等を分析し、消費者に同種被害が多数発生している事例、深刻な被害事例等を取りまとめた結果について、情報共有のための会議の場などを通じ、消費者庁と緊密な情報共有を図る。 ・消費者庁を通じて関係行政機関への情報提供を行う。 <p>②消費生活センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターとの業務連絡等を迅速に行うため、P I O - N E T業務のサポート用電子掲示板「消費者行政フォーラム」の活用等、情報提供業務の在り方について見直しを行う。 	<p>て、または移送を受けて、事業者との交渉を行い、相談の統一的な処理に取り組む。</p> <p>イ. 直接相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者被害の実態を迅速に把握するセンサー機能を維持する観点から、消費生活相談員の高い資質の維持に努めつつ、引き続き直接相談を実施する。 <p>②個人情報の取扱いに関する苦情相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の取扱いについて、引き続き消費者から相談を受けるとともに、消費生活センターからの経由相談にも積極的に対応する。 <p>(4) 裁判外紛争解決手続の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者紛争の迅速・適正な解決と同種紛争の未然防止のために、国民生活センター法改正案の成立状況を踏まえ、裁判外紛争解決手続の導入に向け、所要の整備等を行う。 <p>(5) 関係機関との連携</p> <p>①消費生活センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センターとの業務連絡等を迅速に行うため、P I O - N E T業務のサポート用電子掲示板「消費者行政フォーラム(仮称)」の活用等、情報提供業務の在り方について見直しを行う。

変 更 (案)	現 行
<p>・現在月1回提供している「消費生活相談緊急情報」を平成21年度中に月2回発行するとともに、緊急情報を速やかに提供するために、「消費者行政フォーラム」に掲載する。</p> <p>・情報提供の充実を図るため、「製品関連事故情報」の発行回数（現在は隔月発行）を順次増やして平成21年度中に毎月発行とする。また、情報提供の迅速性や利便性に資するために、平成22年度から「消費者行政フォーラム」に掲載する。</p> <p>③国の行政機関</p> <p>・消費者利益を侵害する違法・不当行為について、事業者情報を含め、<u>行政機関との間で緊密な情報交換を行い、法令に基づく迅速かつ厳正な行政処分等に資する。</u></p> <p>④独立行政法人</p> <p>・関連する独立行政法人との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。</p> <p>⑤法令照会への対応</p> <p>・裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。</p> <p>⑥情報公開</p> <p>・情報公開請求に対して適切に対応する。</p> <p>(6) 研修の充実</p> <p>①地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化</p> <p>・消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図ることとし、全研</p>	<p>・現在月1回提供している「消費生活相談緊急情報」を平成21年度中に月2回発行するとともに、緊急情報を速やかに提供するために、「消費者行政フォーラム <u>(仮称)</u>」に掲載する。</p> <p>・情報提供の充実を図るため、「製品関連事故情報」の発行回数（現在は隔月発行）を順次増やして平成21年度中に毎月発行とする。また、情報提供の迅速性や利便性に資するために、平成22年度から「消費者行政フォーラム <u>(仮称)</u>」に掲載する。</p> <p>②国の行政機関</p> <p>・消費者利益を侵害する違法・不当行為等について、事業者情報を含め、<u>関係行政機関に対し、迅速に情報提供・要望を行う。</u></p> <p>・苦情相談情報、危害・危険情報、商品テスト結果等の分析に基づいて、<u>関係省庁等による消費者行政担当課長会議等の場を通じて、制度・施策の改善につながる政策提言等を行う。</u></p> <p>③独立行政法人</p> <p>・関連する独立行政法人との情報共有を進め、商品テスト、研修等に関し連携を図る。</p> <p>④法令照会への対応</p> <p>・裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会に対して迅速かつ適切に対応する。</p> <p>⑤情報公開</p> <p>・情報公開請求に対して適切に対応する。</p> <p>(6) 研修の充実</p> <p>①地方公共団体職員・消費生活相談員向け研修への重点化</p> <p>・消費生活センターの相談処理や啓発の能力を高めるため、地方公共団体の職員、消費生活相談員を対象とした研修に重点化を図ることとし、全研</p>

変 更 (案)	現 行
<p>修コース数のうち、これらを対象とする研修を9割以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団体から5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。 <p>②消費生活専門相談員資格認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。 ・各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、全国15箇所以上で資格試験を実施する。 ・資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を平成20年度より実施する。 <p>③消費者・企業向け研修への市場化テスト導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体や企業の消費者対応部門の職員を対象とする研修の実施・運営については、平成21年度に官民競争入札を導入する。 <p>(7) 商品テストの強化</p> <p>①生活実態に即した商品テストの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故状況や使用条件を反映した商品テストを機動的かつ効率的に実施し情報提供する <u>ことにより</u>、重大製品事故や偽装表示などによる消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。 <p><u>・消費者事故等の原因究明を図るために、消費者庁からの求めに応じ必要な協力を行う。</u></p>	<p>修コース数のうち、これらを対象とする研修を9割以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研修コース毎に、受講者に対するアンケート調査を実施するとともに、受講者を派遣した地方公共団体へのアンケート調査を実施する。アンケート調査の結果は研修内容の充実に活用するとともに、受講者および地方公共団体から5段階評価で平均満足度4以上の評価を得る。 <p>②消費生活専門相談員資格認定制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費生活センター等において相談業務に携わる相談員の資質・能力の向上等を図るため消費生活専門相談員資格の審査及び認定を行う。 ・各地の地理的条件に配慮した人材の供給を確保する観点から、全国15箇所以上で資格試験を実施する。 ・資格取得者の資質・能力の維持・向上を図るため、消費生活センター等での実務に就いていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を平成20年度より実施する。 <p>③消費者・企業向け研修への市場化テスト導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体や企業の消費者対応部門の職員を対象とする研修の実施・運営については、平成21年度に官民競争入札を導入する。 <p>(7) 商品テストの強化</p> <p>①生活実態に即した商品テストの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故状況や使用条件を反映した商品テストを機動的かつ効率的に実施し情報提供するとともに、<u>規格・基準の制定や改定等の政策提言を行い、重大製品事故や偽装表示などによる消費者被害の未然防止・拡大防止を図る。</u>

変 更 (案)	現 行
<p>・商品テストの課題設定及び成果については、外部有識者による評価を実施し、その結果を業務に反映させる。</p> <p>②商品テストの効率的な実施</p> <p>・我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関との連携を強化し、それぞれの機関が保有する専門的な知見や技術・技能等を活用するとともに、定型的な規格・基準に基づくテストや専門性の高いテストなどについて、試験研究機関等への外部化を図る。また、消費生活センター等では対応が困難なテストの実施に努める。</p> <p>③商品テスト実施機関の情報収集・提供</p> <p>・テスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報を収集し、毎年度、ホームページを通じて情報提供する。</p> <p>・消費生活センター等で実施した商品テスト情報を収集し、情報提供する。</p> <p>(8) 中核機関としての役割強化</p> <p><u>消費者庁</u>が中心となって、センターの業務及び組織の整備、関係機関等との役割分担・連携等の具体的な方策に関し検討を行った結果を踏まえ、適切に対応する。</p> <p>(9) <u>地方公共団体に対する支援</u></p> <p><u>・地方の消費生活相談体制の強化を図るため、研修等の機会の拡充に加え、経験豊富な相談員等を巡回させ、現地の相談員に対し助言を行うこと等により、地方公共団体に対する支援を強化する。</u></p> <p>3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙1から別紙3のとおり（省略）</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p>	<p>・商品テストの課題設定及び成果については、外部有識者による評価を実施し、その結果を業務に反映させる。</p> <p>②商品テストの効率的な実施</p> <p>・我が国全体として必要な商品テストが確実かつ効率的に実施されるよう、独立行政法人、研究機関、大学等の関係機関との連携を強化し、それぞれの機関が保有する専門的な知見や技術・技能等を活用するとともに、定型的な規格・基準に基づくテストや専門性の高いテストなどについて、試験研究機関等への外部化を図る。また、消費生活センター等では対応が困難なテストの実施に努める。</p> <p>③商品テスト実施機関の情報収集・提供</p> <p>・テスト実施機関が実施可能な対象商品や試験内容、保有する施設・機器などの情報を収集し、毎年度、ホームページを通じて情報提供する。</p> <p>・消費生活センター等で実施した商品テスト情報を収集し、情報提供する。</p> <p>(8) 中核機関としての役割強化</p> <p><u>内閣府</u>が中心・中核となって、センターが行う業務全般に関して、関係省庁、関係機関との役割分担・連携等の具体的な方策について、十分に協議した結果を踏まえ、適切に対応する。</p> <p>3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 別紙1から別紙3のとおり（省略）</p> <p>4. 短期借入金の限度額</p>

変 更 (案)	現 行
<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期借入金の限度額は、7億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。 5. 重要な財産の処分等に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な財産の処分等に関する計画の見込みはない。 6. 剰余金の使途 <ul style="list-style-type: none"> (1) 商品テスト業務に係る検査・分析機器等を充実させるための更新・整備 (2) 情報の収集及び提供に係る高度情報化を図るための機器等の整備 (3) 施設・設備の質的向上及び老朽化対応のための改修・整備 7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設・設備に関する計画 略 (2) 人事に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。 ・ 第1期中期計画に引き続き、職員の資質向上と業務の効率化に資するため、各種研修会に参加して研鑽を図る。 (3) 中期目標期間を超える債務負担 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中のセンター業務を効率的に実施するために、コンピュータの賃貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 (4) 積立金の処分に関する事項 なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 短期借入金の限度額は、7億円とし、運営費交付金の資金の出入に時間差が生じた場合、不測の事態が生じた場合等に充てるために用いるものとする。 5. 重要な財産の処分等に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な財産の処分等に関する計画の見込みはない。 6. 剰余金の使途 <ul style="list-style-type: none"> (1) 商品テスト業務に係る検査・分析機器等を充実させるための更新・整備 (2) 情報の収集及び提供に係る高度情報化を図るための機器等の整備 (3) 施設・設備の質的向上及び老朽化対応のための改修・整備 7. その他内閣府令で定める業務運営に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 施設・設備に関する計画 略 (2) 人事に関する計画 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努める。 ・ 第1期中期計画に引き続き、職員の資質向上と業務の効率化に資するため、各種研修会に参加して研鑽を図る。 (3) 中期目標期間を超える債務負担 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中期目標期間中のセンター業務を効率的に実施するために、コンピュータの賃貸借について、次期中期目標期間にわたって契約を行うことがある。 (4) 積立金の処分に関する事項 なし